

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、香川県三郎池土地改良区が土地改良事業（単独県費補土地事業（かんがい排水事業）三郎池地区）を行うことについて令和8年7月10日認可した。

令和8年7月17日

香川県知事 池 田 豊 人